

会 長 こんにちは。

梅雨の季節となり蒸し暑い日々が続きますが、田には水が入り、各地区においてもすでに田植えの終わったところ、これからのところ、まだ、水が入らずご苦労されているところ、いろいろあろうかと思えます。

また、昨年度に引続き、愛知県尾張建設事務所河川整備課による下之郷堰撤去に伴う調査のため私ども農業に携わるものとしましては何かと不便を感じることもありますが治水対策と言う観点から協力していきたいと思っておりますので皆様もご理解、ご協力をお願いします。

では、只今から、平成30年度第3回清須市農業委員会を開催いたします。

本日の出席議員は12名で、三宅 正恭委員と櫻井 重利委員に欠席の連絡を頂いておりますが、定足数に達していることをご報告いたします。

また、農地最適化推進委員は3名全員出席しております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、本日はと7番 日下部錠一委員と8番 岩田 房芳委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

(1) 議決案件について

【議案第6号】

・平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

【議案第7号】

・平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

【議案第8号】

・農地法3条の規定による許可申請 ..... 1件

【議案第9号】

・農地法5条の規定による許可申請 ..... 3件

【議案第10号】

- ・相続税の納税猶予に関する適格者証明書 …………… 1 件

(2) 報告案件について

【報告第5号】

- ・農地法第4条第1項第7号の規定による届出…… 2 件

【報告第6号】

- ・農地法第5条第1項第6号の規定による届出…… 1 6 件

それでは、【議案第6号】平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 「議案第6号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」についてですが、農業委員会事務の実施状況等の公表については、インターネット等による公表が法定化され、各農業委員会は、具体的に「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）により、活動計画及び点検・評価の作成を行うこととなっています。

内容についてはお届けした別紙のとおり、主に担い手や遊休農地、農地法に関する点検・評価になります。

以上、説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。何かご意見などございませんか。無ければ異議なしとして決定します。

続きまして、【議案第7号】平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画を議題といたします。

事務局に説明を求めます

事務局 先ほどに続きまして「議案第7号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画」です。議案第6号と同様で、次年度の目標とその達成に向けた活動計画等を検討することが求められております。内容についてはお届けした別紙のとおりです。

こちらにも議案第6号と同様にインターネット等で公表する必要があり、その後、都道府県を通じて地方農政局長へ報告することとなっています。

以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。  
何かご意見などございませんか。  
無ければ異議なしとして決定します。  
続きまして、【議案第8号】 農地法3条の規定による許可申請1  
件を議題といたします。  
1番から事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書1ページ、番号1をご覧ください。  
申請地は、春日屋敷\_\_\_\_で登記、現況ともに畑で面積は\_\_\_\_m<sup>2</sup>です。  
譲渡人を \_\_\_\_\_ 様 と \_\_\_\_\_ 様、譲受人を \_\_\_\_\_ 様  
とする所有権移転の申請です。  
高齢により耕作ができなくなったため譲りたい 譲渡人と 斎場建設事  
業により畑が収容されるので、自宅近くの畑を所有したい \_\_\_\_\_ 様  
からの申請になります。  
\_\_\_\_\_ 様は、耕運機1台、田植え機1台を所有しており、従事日数  
は100日、経営面積は3,089m<sup>2</sup>、通作距離は平均0.5km、平均通作時間は3分  
です。その他申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当  
しないと判断されます。  
以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。  
この案件の地元は、林 秀雄委員ですが。

林 委 員 特に問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。  
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」と  
して、よろしいでしょうか。  
（「異議なし」の声あり）  
ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」と  
することといたします。  
続きまして、【議案第9号】 農地法第5条第1項の規定による許  
可申請3件を議題といたします。  
4番から事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書 2 ページ、申請番号 4 をご覧ください。  
申請地は春日八幡\_\_\_\_で面積は二筆合計で\_\_\_\_m<sup>2</sup>です。  
譲受人、譲渡人は議案書のとおりです。 \_\_\_\_\_ と  
して使用するための所有権移転の農地転用です。

現在、 \_\_\_\_\_を運営している春日八幡裏 \_\_\_\_\_の西側隣地に \_\_\_\_\_する  
ための申請です。

申請地は、農業振興地域の農用地で区分は第一種農地です。運用通知の イ- (イ) - e - e 既存施設の拡張 (既存施設敷地面積の 1 / 2  
を超えないものに限る) に供するものに該当します。

一般基準及び他法令など、特段の問題はありません。

以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、林 秀雄委員で  
林 委 員 すが  
員 特に問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」と  
して、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」と  
の意見を付して県に進達することといたします。

事務局 続きまして、5番、事務局に説明を求めます。

事務局 議案書 2 ページ、申請番号 5 をご覧ください。

申請地は春日須ヶ田 \_\_\_\_\_で登記、現況ともに畑で面積 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>  
です。

貸人、借人は議案書のとおりです。分家住宅建築のための使用貸借  
による農地転用です。

現在、借人は春日東出で子供と孫と同居して生活していますが、現  
在の住まいは弟の所有であり、この度弟自身が利用することになり、  
申請者の居住地を確保することが急務になりました。申請者自身所有  
の土地がないため、母親及び長男に相談したところ本申請地に分家住  
宅を建築することの承諾がおり申請にいたりしました。

申請地は、農振農用地内で、住宅、店舗、事務所その他の事業用施  
設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域に  
ある農地で、その規模が 10ha 未満であることから、第2種農地と判  
断でき、運用通知の オ- (イ) 周辺の他の土地を利用することによ  
り事業目的を達成することができる場合以外のものに該当します。一  
般基準及び他法令など、特段の問題はありません。

以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、早川 由信委員  
ですが

早 川 委 員 特に問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、6番、事務局に説明を求めます。

なお、本件に関しては、渡人が\_\_\_\_委員となっておりますので、一次ご退出いただきます。

事 務 局 議案書 2 ページ、申請番号 6 をご覧ください。

申請地は春日新田\_\_\_\_、登記、現況ともに田で面積は合計\_\_m<sup>2</sup>です。

渡人、受人は議案書のとおりです。従業員用駐車場を設置するための所有権移転による農地転用です。

従業員の八名中七名が現場作業の従業員であり、今回はこの七名分の駐車場の確保のための申請になります。申請地は下請けとして多くの受注を受けている企業の隣接地であり、不足している七台分の駐車場を確保できる最適な規模になります。

申請地は、市街化調整区域で、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が10ha未満であることから、第2種農地と判断でき、運用通知のオ-(イ)周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものに該当します。一般基準及び他法令など、特段の問題はありません。以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、石川 雄二委員  
ですが

石川委員 問題ありません。

会長 他に何かご意見などありませんか。  
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)  
ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。  
では、\_\_\_\_\_委員に入室いただきます。

続きまして、【議案第10号】 相続税の納税猶予に関する適格者証明書1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案第10号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明」についてです。被相続人の死亡により平成\_\_年\_\_月\_\_日に相続が発生しました。相続人は被相続人の養子で、納税猶予の適用を受けようとする農地の所在は、西枇杷島町下新\_\_\_\_\_の畑2筆で合計面積は\_\_m<sup>2</sup>です。

耕作状況、計画書より適正な営農実施計画であり、納税猶予の適用条件であります。また、租税特別措置法第70条の6第1項並びに租税特別措置法施行令第40条の7第1項、第2項の規定を被相続人、相続人とも満たし農業経営が行われている状況と思われま。

以上、説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、伊藤 正敏委員ですが

伊藤委員 特に問題ありません。

会長 他に何かご意見などありませんか。  
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)  
ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」とすることといたします。

続きまして、(2) 報告案件に入ります。

【報告第5号】農地法第4条第1項第7号の規定による

届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局 (第4条届出) では、読み上げさせていただきます。

番号 7、朝日弥生\_\_\_で登記、現況共に畑です。

猪子委員 特に問題ありません。

事務局 番号 8、一場神明前\_\_\_で登記畑、現況雑種地です。

三宅委員 特に問題ありません。

事務局 農地法第4条第1項第7号の規定による届出については以上になります。

会長 以上の件について、何か質問等ありませんか。

続きまして、【報告第6号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局 (第5条届出) では、読み上げさせていただきます。

番号 21、新清洲五丁目\_\_\_で登記田、現況畑です。

石塚委員 特に問題ありません。

事務局 番号 22、土田三丁目\_\_\_で登記、現況共に畑、

番号 23、土田三丁目\_\_\_で登記、現況共に畑です

岩田委員 特に問題ありません。

事務局 番号 24、西枇杷島町上新\_\_\_で登記田、現況雑種地です。

伊藤委員 特に問題ありません。

事務局 番号 25、土田郷前\_\_\_で登記、現況共に畑です。

岩田委員 特に問題ありません。

事務局 番号 26、西枇杷島町城並三丁目\_\_\_\_\_で登記田、現況宅地です。

伊藤委員 特に問題ありません。

事務局 番号 27、西枇杷島町地領一丁目\_\_\_\_\_で登記田、現況雑種地です。

伊藤委員 特に問題ありません。

事務局 番号 28、新清洲一丁目\_\_\_\_\_で登記畑、現況雑種地、  
新清洲一丁目\_\_\_\_\_で登記田、現況雑種地です。

岩田委員 特に問題ありません。

事務局 番号 29 西枇杷島町小田井三丁目\_\_\_\_\_で登記田、現況畑です。

伊藤委員 特に問題ありません。

事務局 番号 30、阿原宮前\_\_\_\_\_で登記、現況共に田です。

八木委員 特に問題ありません。

事務局 番号 31、朝日城屋敷\_\_\_\_\_で登記畑、現況休耕畑です。

猪子委員 特に問題ありません。

事務局 番号 32、上条二丁目\_\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

石塚委員 特に問題ありません。

事務局 番号 33、清洲弁天\_\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

中野委員 特に問題ありません。

事務局 番号 34、土田二丁目\_\_\_\_\_で登記畑、現況雑種地です。

岩田委員 特に問題ありません。

事務局 番号 35、清洲田中町\_\_\_\_\_で登記畑、現況休耕畑です。



中 野 委 員 特に問題ありません。

事 務 局 番号 36、鍋片三丁目\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

浅 井 委 員 特に問題ありません。

事 務 局 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出については  
以上になります。

会 長 以上の件について、何か質問等ありませんか。  
それでは、その他、へ移ります。事務局何かありますか。

事 務 局 特にありません。

会 長 それでは、次回の開催について確認します。  
平成 3 0 年 7 月 2 5 日、水曜日、午後 2 時から、場所は清須市役所南館  
3 階大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いいたします。  
以上で平成 3 0 年度第 3 回農業委員会を閉会します。  
本日はご苦労様でした。

—終了時刻午後 2 時 4 5 分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「\_\_\_\_番地」、農地の地番は「\_\_\_\_番」との表記で省略して記載しています。